主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人森川榮の上告趣意(後記)は、判例違反、を主張するけれども、具体的に 判例を示しておらず、その実質は、もつぱら刑訴四一一条に該当する事由のあるこ とを主張するに帰するから明らかに上告適法の理由にならない。また記録を精査し ても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年三月二九日

最高裁判所第一小法廷

郎	治	竹	田	澤	裁判長裁判官
毅			野	眞	裁判官
輔		悠	藤	齋	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官